

# I はじめに

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれるなか、パートタイム労働者数は年々増加し、雇用労働者全体の約3割を占め、我が国の経済活動において重要な役割を果たしています。さらに、雇用形態が多様化する中で、補助的な仕事に限らず、役職に就くなどの基幹的な働き方をするパートタイム労働者も増加するなど、パートタイム労働者の働き方がより多様化する傾向が見られます。

その一方で、パートタイム労働者の待遇が必ずしもその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保し、均等・均衡待遇の確保を一層推進していくことが重要な課題となっています。

このため、厚生労働省では、従来よりパートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた様々な事業主への支援や情報提供を実施してきました。また、より一層の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、一人ひとりの納得性の向上を図るため、改正パートタイム労働法が平成27年4月1日から施行されました。このたび、改正パートタイム労働法の内容を解説しつつ、パートタイム労働者の雇用管理に当たって、どのような点に留意していくべきかを分かりやすく解説したマニュアルを作成することとしました。

本マニュアルでは、パートタイム労働者の均等・均衡待遇がどの程度実現できているかを把握するための「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」を紹介するとともに、企業へのヒアリング調査を踏まえて、先進的な取組事例を紹介しながら、パートタイム労働者の雇用管理改善の具体的な取組方法をまとめています。

本マニュアルをパートタイム労働者の均等・均衡の確保をはじめとした雇用管理改善に向けての取組の参考としていただき、パートタイム労働者がいきいきと能力を発揮できる環境整備の一助としていただければ幸いです。

平成28年3月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課

I

II

III

IV

V

VI

VII

【本マニュアルの使い方】

- ◆本マニュアルには、企業が、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保をはじめとした雇用管理改善を推進し、パートタイム労働者の活躍促進を図るためのポイントをまとめています。
- ◆自事業所の雇用管理改善の取組が進んでいる点と取組が進んでいない点を把握し、取組が進んでいる点をさらに強化し、取組が進んでいない点を改善するための方法を検討するために活用してください。

**STEP1: あなたの事業所のパートタイム労働者の均等・均衡待遇確保の実態を把握しましょう!**

- ・パートタイム労働者の均等・均衡待遇が自事業所でどの程度図られているかを「IV. パートタイム労働者の雇用管理に係る課題の把握方法」で説明している「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」により確認します。
- ・その結果から、あなたの事業所の雇用管理改善の取組が進んでいる点と取組が進んでいない点が分かります。

**STEP2: 指標の結果を参考に、「V. パートタイム労働者の雇用管理のポイント」から特に気になるポイントを確認し、取り組むべき課題を把握しましょう!**

- ・取組が進んでいる点については、強みをさらに向上させるため、本マニュアルを参考に、さらに改善すべき点があるかを把握しましょう。
- ・取組が進んでいない点については、どのような点が不足しているかという視点から、取り組むべき課題を把握しましょう。

- ◆マニュアルには、ヒアリング調査実施企業における特に参考になる優れた取組を抜粋して紹介しています。
- ◆平成26年4月に成立・公布、27年4月施行の改正パートタイム労働法に基づいた内容としています。